

個人の公募株式投資信託の換金に関する課税

株式投資信託の換金方法には「解約請求」と「買取請求」の2つの方法があります。個人のお客さまが換金される場合、いずれの方法で換金しても譲渡所得が生じます。

換金方法	解 約 請 求	買 取 請 求
内 容	お客さまの解約のお申込みを当行が投資信託の運用会社に取次ぐ方法	お客さまの投資信託受益証券を当行が買取らせていただく方法
利益の場合	所得区分:『譲渡所得』	
	<p>【20.315% ()の申告分離課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告による申告分離課税扱い(特定口座の源泉徴収ありを選択すると原則確定申告不要)。 【NISA口座をご利用の場合】 ・年間120万円(2014年および2015年は年間100万円)(ジュニアNISA年間80万円、つみたてNISA年間40万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得は5年間(つみたてNISAは20年間)非課税となります。 ただし、非課税期間(最長5年)終了日に保有している金融商品は、その終了日の時価が新たな取得価額になるため、課税口座(特定口座または一般口座)へ移管した場合は注意が必要です。 <p style="text-align: center;">利益 = 換金価額 - 取得価額(注) (注)取得価額 = 購入時の精算金額(手数料等込み)</p>	
損失の場合	所得区分:『譲渡所得』	
	<p>【譲渡益との損益通算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の公募株式投資信託・株式等の譲渡益と損益通算できます。 ・特定口座を保有している場合、同一の特定口座内では自動的に損益通算されますが、一般口座や他の金融機関の特定口座等の譲渡益と損益通算する場合には確定申告が必要となります。 <p>【配当所得との損益通算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告分離課税を選択した公募株式投資信託の収益分配金(元本払戻金(特別分配金)を除く。以下同様)や上場株式等の配当金と損益通算できます。 ・源泉徴収ありの特定口座を保有し収益分配金を特定口座に受入れている場合、受入れた分配金は自動的に譲渡損失と損益通算されます。一般口座や源泉徴収なしの特定口座を保有されている場合は、損益通算するためには確定申告をおこなう必要があります。 (ただし、NISA口座で発生した損失は、他の口座と損益通算できません) <p>【譲渡損失の繰越控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損失が確定した年分の確定申告書を提出することで翌年以降3年間の繰越控除ができます。損失を繰り越すためには、取引がおこなわれていない年でも毎年確定申告をおこなう必要があります。 (ただし、NISA口座で発生した損失の繰越控除はできません) <p style="text-align: center;">損失 = 取得価額(注) - 換金価額(注) 取得価額 = 購入時の精算金額(手数料等込み)</p>	

() 税率20.315%: 所得税15.315% + 住民税5%

以下の場合、取得価額の金額が当初取得した時の取得価額とは変わってくるので注意が必要です。

特定口座内で同一ファンドを複数回取得した場合、その都度、総平均法に準ずる方法により再計算をおこないます。
 ファンドの決算時に元本払戻金(特別分配金)を受取られた場合、取得価額から元本払戻金(特別分配金)が控除されます。

(ご注意)

上記については、個人のお客さまの公募株式投資信託の換金に関する課税についての説明であり、公社債投資信託等については内容が相違します。

【投資信託のお取引にあたりご注意いただきたい事項】

【投資信託のリスクの概要】

投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。

当行でお取扱いする投資信託は、投資者保護基金の規定にもとづく支払い対象ではありません。

投資信託は委託会社が運用しているもので、当行が運用しているものではありません。投資した資産の減少を含むリスクは購入されたお客さまが負うことになるため、お取引によって生じた損益は、お客さまに帰属します。

投資信託は株式・債券・商品など(外貨建てを含みます)の価格の変動をともなう金融商品に投資するため、各市場の変動により投資元本を割込むことがあります。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスクとして価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。

【投資信託の諸費用について】

投資信託は次の手数料等が必要になります。

お申込み手数料(最大:3.3%(消費税等を含みます))

運用管理費用(信託報酬)(最大:年率2.42%(消費税等を含みます))

信託財産留保額(基準価額の最大:0.5%)

その他の費用(信託事務処理費用、売買委託手数料、借入金・立替金利息、監査費用など)

その他の費用の金額および全体の合計額は、保有期間に応じて異なりますので、あらかじめお示しすることができません。個別ファンドの手数料(費用)等の詳細については、契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)をご覧ください。

【投資信託に関する各種税制】

投資信託に関する各種税制は、今後も変更される可能性があることをご承知おきください。また、税制の適用等における最終決定はお客さま自身でご判断くださいますようお願いいたします。なお、税務上のアドバイスにつきましては、税理士にご相談くださいますようお願いいたします。